

明石港東外港地区再開発事業者の公募に向けたサウンディング型市場調査 実施要領 (民間事業者の皆さまとの意見交換)

兵庫県では、明石港の東外港地区において、明石市中心市街地の南の拠点を形成し、回遊性を高めることにより、中心市街地のさらなる「にぎわい創出」を図ることを基本的な方向性として、再開発に取り組むこととしています。

再開発の事業者公募に向けた条件整理に役立てることを目的に、再開発計画の市場性や事業アイデアについて、企業等の民間事業者の皆さまとの意見交換を実施しますので、ぜひご参加ください。

1. 意見交換の流れ



2. 意見交換について

再開発事業者公募に向けて、以下の項目についてご意見・ご提案をお聞かせください。(意見交換は全2回の予定)

【主な内容】

第1回
<ul style="list-style-type: none">・再開発計画（土地利用の方針①～⑥）の市場性や実現性・再開発計画（土地利用の方針①～⑥）に基づく再開発内容（コンセプト、ターゲット、ゾーニング、具体施設など）・土地利用の方針①～⑥の各機能の想定規模・「再開発にあたって留意すべき事項」（再開発計画書本文 p. 48）への対応・参加しやすい公募条件（土地契約手法（売却及び賃借、契約期間）など）・再開発にあたっての課題、必要な情報
第2回
<ul style="list-style-type: none">・公募条件案に対する意見・公募への参加意思・事業スキーム、事業スケジュール・既存施設との連携の方策（商業施設、遊歩道、自転車道、フェリーなど）・事業実施体制（単独、JV など）・再開発後の運営イメージ（体制、運営時間）・既存施設の使用可能性 など

3. 留意事項

(1) 参加の扱い、費用、説明資料について

- ・参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・意見交換への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。
- ・説明資料の提出は求めません。(必要な場合はご持参ください)

(2) 追加調査へのご協力

- ・追加調査（意見交換、アンケートなど）を行う可能性があります。その際は、ご協力をお願いします。

(3) 実施結果の公表

- ・意見交換の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表内容は、事前に参加企業等と確認、調整を行います。（参加法人等の名称、企業ノウハウに関する内容等は公表しません）

(4) 参加除外条件

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

4. 申込み方法

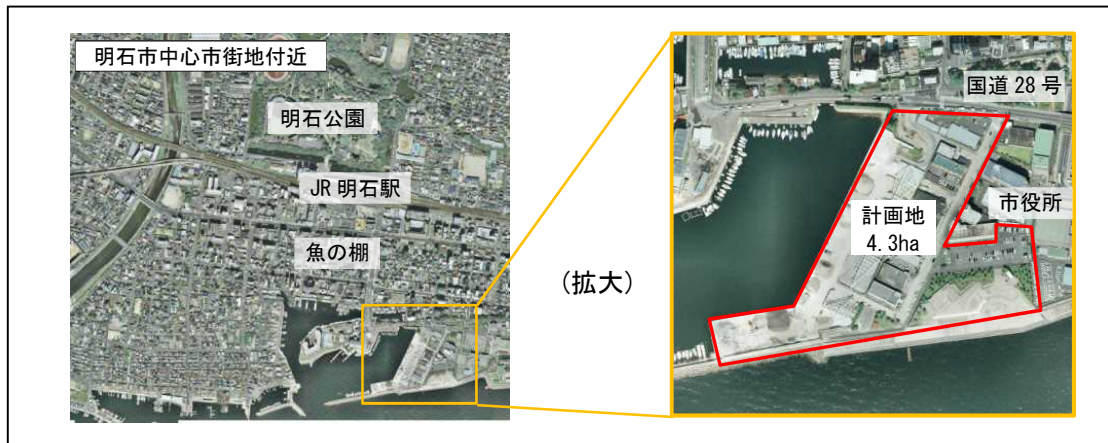
●意見交換（第 1 回）（アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います）

期 間	平成 30 年 3 月 26 日(月)～3 月 29 日(木)	
時 間	1 参加者あたり 60 分程度	
場 所	兵庫県庁及び周辺の会議室（日程確定後に別途連絡）	
対 象 者	事業実施に関心のある法人または法人のグループ等	
申込み期間	平成 30 年 3 月 5 日(月)～3 月 16 日(金)	
申込み方法 (Eメール)	宛 先	kouwanka@pref.hyogo.lg.jp
	件 名	【意見交換参加申込み】
	本 文	法人名、参加者の代表者名、連絡先、参加人数
	添 付	エントリーシート、質問シート

【その他連絡先】

担当部署 兵庫県 県土整備部土木局 港湾課計画振興班（首藤、小寺）
所在 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話/FAX 078-362-9272/078-362-4280
Eメール kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

<位置図>



<土地利用ゾーニングの一例>

詳細は「明石港東外港地区再開発計画」を参照

(URL : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/akashi-redevelopment-plan.html>)

